

条例の手引き

1 概要

(1) 対象となる施設

○対象となる水質特定施設は下表のとおりです。

(条例第2条第9項、条例施行規則第10条・別表第4)

1	自動式鶏卵洗浄施設
2	飲食店に設置される生うどんの湯煮施設
3	公衆浴場（ちゅう房施設が設置されているものに限る。）に設置される施設であって、次に掲げるもの (1) ちゅう房施設 (2) 洗濯施設 (3) 入浴施設
4	前3項に掲げる施設を設置する工場又は事業場（工場又は事業場からの日平均排水量が10m ³ /日以上であるものに限る。）から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設
5	特定施設
6	みなし指定地域特定施設
7	汚水等排出施設
備考 1 1の項から4の項までに掲げる施設には、特定施設及びみなし指定地域特定施設を含まないものとする。 2 5の項及び6の項に掲げる施設には、工場又は事業場からの日最大排水量が50m ³ /日以上である場合における当該施設を含まないものとする。 3 7の項に掲げる施設には、工場又は事業場からの日平均排水量が50m ³ /日以上である場合における当該施設を含まないものとする。	

○5及び6については、瀬戸法の申請書又は水濁法の届出書において排水の汚染状態の項目としてTOC（全有機炭素）を記載すれば、条例に基づく手続きは不要となります。（条例施行規則第87条第2項）

○7については、条例（汚水等排出施設）の届出書において排水の汚染状態としてTOC（全有機炭素）を記載すれば、条例（水質特定施設）に基づく手続きは不要となります。（条例施行規則第87条第3項）

<参考>水質排水基準（条例施行規則第28条・別表第12）

項目	許容限度
全有機炭素（TOC）	160mg/L

(2) 汚水等排出施設

- 条例では水質特定施設のほか、汚水等排出施設の規制がありますが、該当する事例は稀であるため、説明を省略しています。

汚水等排出施設	非鉄金属製造業の用に供する緩（からみ）処理施設
---------	-------------------------

- 該当する可能性がある場合は、個別にお問合せください。

(3) 窓口

香川県環境森林部環境管理課 土壌・水環境グループ 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 香川県庁東館2階 TEL：087-832-3218 MAIL：kankyokanri@pref.kagawa.lg.jp
--

※高松市内の工場又は事業場については、高松市役所が管轄しています。
高松市環境局環境指導課
〒760-0080 香川県高松市木太町2282-1 環境業務センター内
TEL：087-839-2380

(4) 提出部数・手数料

- 2部（控えが必要な場合は3部）（条例施行規則第87条第1項）
いずれの手続きも手数料は不要です。

2 設置前の手続き

2.1 水質特定施設の設置

対象	工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が水質特定施設を設置しようとするとき（日平均排水量10m ³ /日以上の場合に限る。）
内容	知事に届け出なければならない。
時期	設置工事前
様式	条例第9号様式 水質特定施設設置届出書

（根拠：条例第36条）

【解説】

- 日平均排水量が10m³/日未満の場合は、水質特定施設に該当する場合であっても届出は不要であり、水質排水基準も適用されません。
- ただし、4.2については日平均排水量が10m³/日未満の場合であっても適用されますので、注意してください。

3 設置後の手続き

3. 1 水質特定施設の構造等の変更

対象	次の事項の変更をしようとするとき ①水質特定施設の構造 ②水質特定施設の使用の方法 ③水質特定施設から排出される汚水等の処理の方法 ④水質排出水の汚染状態及び量 ⑤当該水質特定事業場における用水及び排水の系統
内容	知事に届け出なければならない。
時期	変更工事前
様式	条例第 9 号様式 水質特定施設変更届出書

(根拠：条例第 38 条)

3. 2 氏名の変更等

対象	次の事項に変更があったとき ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②工場又は事業場の名称及び所在地
内容	知事に届け出なければならない。
時期	変更があった日から 30 日以内
様式	条例第 2 号様式 氏名（名称・住所・所在地）変更届出書

(根拠：条例第 39 条)

3. 3 使用の廃止

対象	水質特定施設の使用を廃止したとき
内容	知事に届け出なければならない。
時期	使用を廃止した日から 30 日以内
様式	条例第 3 号様式 施設使用廃止届出書

(根拠：条例第 39 条)

3. 4 承継

対象	① 2. 1 の届出をした者からその届出に係る水質特定施設を譲り受け、又は借り受けた者 ② 2. 1 の届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る水質特定施設を承継させるものに限る。）があったとき
内容	①当該水質特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。 ②相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該水質特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

	⇒①又は②により 2. 1 の届出をした者の地位を承継した者は、知事に届け出なければならない。
時期	承継があった日から 30 日以内
様式	条例第 4 号様式 承継届出書

(根拠：条例第 40 条において準用する条例第 12 条)

4 その他の規制

4. 1 排出水の排出の制限

対象	水質排水水を排出する者
内容	水質排水水の汚染状態が当該水質特定事業場の排水口において水質排水基準に適合しない水質排水水を排出してはならない。

(根拠：条例第 41 条第 1 項)

【解説】

(1) 対象者

○水質排水基準が適用される日平均排水量が 10m³/日以上 of 工場又は事業場が対象です。

<参考>水質排水基準 (条例施行規則第 28 条・別表第 12)

項目	許容限度
全有機炭素 (TOC)	160mg/L

(2) 改善命令等

○知事は、水質排水水を排出する者が、その汚染状態が当該水質特定事業場の排水口において水質排水基準に適合しない水質排水水を排出することにより、生活環境の保全上支障が生じていると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、水質特定施設の構造若しくは使用の方法又は汚水等の処理の方法を改善し、その他必要な措置をとるべきことを勧告することができます。(条例第 42 条第 1 項)

○知事は、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。(条例第 42 条第 2 項)

4. 2 生活環境の保全上の支障の防止

対象	水質排水水を排出する者
内容	水質排水水を排出することにより生活環境の保全上支障が生じることのないよう、水質排水水の適正な処理に努めなければならない。

(根拠：条例第 43 条)

【解説】

○本条文は、水質特定施設を設置する全ての工場又は事業場に適用されます。